

第22回東京都新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

次 第

令和2年5月5日（火）16時00分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 専門家発言
- 4 本部長発言・指示
- 5 閉会

新型コロナウイルス関連肺炎に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 5月4日12時時点）

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	1,156,924	67,674
ス ペ イ ン	217,466	25,264
イ タ リ ア	210,717	28,884
英 国	186,599	28,446
ド イ ツ	165,664	6,866
ロ シ ア	134,494	1,278
フ ラ ン ス	131,287	24,895
ト ル コ	126,045	3,397
ブ ラ ジ ル	101,147	7,025
イ ラ ン	97,424	6,203
そ の 他	933,634	46,507
合 計	3,461,401	246,439

※ 203の国・地域で確認されている。

○ 国内の発生状況（厚生労働省発表 5月4日12時時点）

都道府県	感染者数	死亡者数
東 京 都	4,582	19
大 阪 府	1,669	49
神 奈 川 県	1,101	35
埼 玉 県	888	25
北 海 道	847	33
千 葉 県	828	26
兵 庫 県	667	18
福 岡 県	648	22
愛 知 県	492	34
京 都 府	331	11
そ の 他	2,842	83
合 計	14,895	355

※チャーター便帰国者15名、空港検145名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○ 都の発生状況 4,654名（5月4日19時30分時点） 福祉保健局プレス発表資料累計

- ・ 海外からの旅行者 3名（中国在住）
- ・ 都内在住者等 4,651名（うち死亡者150名）

○ 国の動き

- 1月21日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月24日 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議
- 1月28日 新型コロナウイルスについて、感染症法に基づく指定感染症及び検疫感染症に指定
- 1月30日 新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 1日 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び検疫法施行令の一部を改正する政令の施行
- 2月 1日 第4回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 6日 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第7回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第9回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月16日 第10回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月18日 第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月19日 第2回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月23日 第12回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月24日 第3回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月27日 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月29日 第4回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月 1日 第16回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 2日 第5回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月 5日 第17回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 7日 第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 9日 第6回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月10日 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案閣議決定
- 3月14日 「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」及び
「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日を定める政令」施行
- 3月17日 第7回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月18日 第20回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 第9回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- 3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針決定
- 4月1日 第25回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 4月6日 第26回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月7日 第27回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月11日 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月16日 第29回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 4月22日 第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月24日 第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月27日 第32回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月1日 第11回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 5月4日 第33回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

○ 都の動き

- 1月24日 新型コロナウイルス関連肺炎第1回東京都危機管理対策会議
- 1月27日 新型コロナウイルス関連肺炎第2回東京都危機管理対策会議
- 1月28日 新型コロナウイルス関連肺炎第3回東京都危機管理対策会議
- 1月29日 新型コロナウイルス関連肺炎第4回東京都危機管理対策会議
- 1月30日 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月31日 第2回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月3日 第3回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月7日 第4回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月12日 第5回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月14日 第6回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月17日 第7回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第8回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月21日 第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月26日 第10回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月3日 第11回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月12日 第12回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月23日 第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月26日 新型コロナウイルスインフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都新型コロナウイルス感染症対策本部設置
- 3月27日 第14回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月30日 第15回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月1日 第16回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月6日 第17回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月8日 第18回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月10日 第19回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

4月15日 第20回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

4月23日 第21回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 都の対応

[新型コロナウイルス関連肺炎全般]

- ・情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことを確認
- ・新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口の設置
- ・感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・厚生労働大臣あての緊急要望を実施
- ・新型コロナウイルス感染症に関する知事メッセージ発信
- ・「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算編成
- ・「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」策定
- ・文部科学大臣あての緊急要望を実施
- ・「新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月12日）
- ・「都としての新たな対応方針」策定
- ・内閣総理大臣あての緊急要望を実施（3月26日）
- ・1都4県知事共同メッセージの発信
- ・九都県市首脳会議緊急メッセージの発信
- ・東京都緊急事態措置案の事前公表
- ・東京都緊急事態措置の実施（外出自粛要請、令和2年4月8日零時から5月6日）
- ・東京都緊急事態措置の実施（施設の使用停止及び催物の開催の停止要請、令和2年4月11日零時から5月6日）
- ・都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制を強化するとともに、首都圏で連携・協力した広報を展開（4月25日から5月6日）

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知
- ・ 人権部 HP に「都民の皆様へ」と題したメッセージを掲載
- ・ 東京バス協会等 3 団体へマスク 15 万枚を各局から提供
- ・ 区市町村への情報提供、実務者会議を実施
- ・ 都内区市町村へマスク 20 万枚を提供
- ・ イベント主催者に対して、5月6日までのイベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 区市町村長に対して、所管施設におけるイベント開催の取扱いについて依頼
- ・ 区市町村長に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る広報の協力について依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 宿泊施設における感染者への支援のため自衛隊へ派遣要請
- ・ 感染症の影響により内定を取り消された新卒者等を対象とした非常勤職員採用を実施
- ・ 東京都人権プラザで「新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）」を実施
- ・ 都立大・産技大・都立高専で、オンラインによる授業等を実施
- ・ 家計急変に伴う減免を都立大・産技大の授業料に適用

(政策企画局)

- ・ 在京大使館等への情報提供
- ・ 都と包括交流に関する覚書を締結している中国・清華大学に防護服を提供
- ・ 都主催イベントの取扱いについて、2月22日から3月15日（拡大防止の重要な期間として位置づけ）の対応方針を各局へ周知
- ・ 都主催イベントについては、専門家の意見等を踏まえ、4月12日までの間、方針を継続
- ・ 都民利用施設を含めた、イベントの中止・延期等の情報を東京都公式ホームページに掲載（4月24日現在）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策特別広報チームを立上げ
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策サイトを開設（3月3日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症東京都緊急対応策（第三弾）を発表（3月12日）
- ・ 1都4県（3月26日）、九都県市（4月1日）でテレビ会議実施、共同メッセージ発出
- ・ 九都県市でテレビ会議実施、住民に対する共同要請メッセージ発出（4月9日）
- ・ 「いのちを守る STAY HOME 週間」1都3県共同キャンペーン実施（4月25日～5月6日）
- ・ 1都3県知事共同ビデオメッセージ発出（5月1日）
- ・ 都主催イベントについては、感染拡大の重大局面にある状況を鑑み、5月6日まで方針を継続
- ・ 4月3日より、「東京動画」をベースに知事による情報発信（ライブ配信）を開始（ほぼ毎日午後6時45分から配信）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する東京都の支援策をとりまとめ、東京都公式ホームページ等に掲載（4月14日）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策と都民生活や経済を支える東京都緊急対策（第四弾）を発表（4月15日）

(財務局)

- ・ 都庁展望室の休室

- ・ 契約事務手続きに関する対応（工事、設計等委託、物品買入れ等）
- ・ 公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインの策定及び周知

（主税局）

- ・ 国が所得税の申告納付期限（現行3月16日）を4月16日まで1か月延長したことを受け、個人事業税の確定申告についても申告期限（現行3月16日）を4月16日まで延長
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、又は、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応

（生活文化局）

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事や著名人によるメッセージなどを、SNS、テレビ・ラジオCM、デジタルサイネージ等の各種媒体により発信
- ・ 新型コロナウイルス関連情報へのリンク等をまとめたページ（日本語・英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）を都庁総合ホームページに掲載、ワンクリックでアクセス可能
- ・ 在住外国人への情報提供に利用できる「やさしい日本語」による文書を作成し、区市町村や関係団体へ提供
- ・ 広報東京都3月号1面で、相談窓口、咳エチケット、知事メッセージを掲載
- ・ LINEで、新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aをわかりやすく掲載するなどメニューを拡充
- ・ 3月13日～15日、4月11日～5月6日に、新聞主要6紙に相談フロー図、問い合わせ窓口、知事メッセージ等を掲載
- ・ 広報東京都4月号1面・2面で、行動指針、相談フロー図、知事メッセージ、中小企業支援内容を掲載
- ・ 消費者に向けて、マスクやトイレトーパーに加え、食料品に関しても買い占めを行わないよう、ホームページやSNSで発信
- ・ 都立文化施設等におけるイベント主催者に対して、イベント開催の取扱いについて改めて依頼
- ・ 私立学校に対して、都立学校の措置を参考に協力を要請
- ・ 都立文化施設等の休館（5月6日まで）
- ・ 対面となる来庁による公文書の開示請求等の自粛を要請
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付を5月6日まで休止
- ・ 一時滞在施設用に体温計450本を提供
- ・ 計量検定所における検定の緊急対応（医療機関向け血圧計1850台、酒精度浮ひょう20本）
- ・ 生活面で不安などを抱える外国人の方の相談に多言語で対応する「東京都外国人新型コロナ生活相談センター（Tokyo Coronavirus Support Center for Foreign Residents）〔略称：TOCOSトコス〕」を開設
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信するテレビ番組を新たに開始するなど情報発信を強化
- ・ 「STAY HOME 週間」ポータルサイト開設、東京動画特設コーナー設置（事業者サイトとのコラボあり）
- ・ 広報東京都5月号1面・2面で、外出自粛及び外出時の注意、各相談窓口等、緊急対応策第4弾(概要)、都税等支払い猶予、テレワーク導入・活用支援について掲載
- ・ 外国人等が抱える連休中の不安等に対応するため、TOCOSを5月4日から6日まで臨時開設
- ・ 都立文化施設等の休館期間（現行5月6日まで）を延長
- ・ 旅券（パスポート）の申請受付の休止期間（現行5月6日まで）を延長

（オリンピック・パラリンピック準備局）

- ・ 東京マラソン財団と連携し、マスクと消毒液を学校関連施設及び医療機関に寄贈
- ・ 都立スポーツ施設等の休館

（都市整備局）

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け
- ・ 鉄道駅等へのポスター掲示等を通じた外出自粛の呼び掛け
- ・ 新宿・渋谷・東京エリアにおける鉄道利用者数の動向を発信
- ・ SNS やラジオ等を通じた交通・物流等に従事する方へのエールの発信

(住宅政策本部)

- ・ 都営住宅及び公社住宅居住者向けのホームページに感染症対策の注意喚起チラシを掲載
- ・ 武漢から帰国した邦人等について、健康観察期間終了後、都営住宅を一時的に提供
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響による収入の減少に伴い、一時的に使用料等のお支払いが困難な事情がある都営住宅・公社住宅の居住者等の方に対し、使用料等のお支払いを一定期間猶予
- ・ 都営住宅においては、既存制度である収入の再認定及び減免制度を活用して、転職、退職等による収入減少の場合、最新の収入に応じた使用料への見直しや、さらに一定基準以下の収入の場合には使用料の減額を実施

(環境局)

- ・ 自然公園施設等の利用休止の実施

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布
- ・ 「帰国者・接触者電話相談センター」、「帰国者・接触者外来」の新規開設
- ・ 都内医療機関や保健所に対し、防護服を順次配布（累計 80,350 着提供）
- ・ 中華人民共和国に対する防護服の提供
- ・ 国からの緊急要請に基づき、横浜港沖に停泊しているクルーズ船の検疫官が使用する医療従事者用マスク 1 万枚を提供
- ・ 地区医師会に対し防護服 4,800 着を提供
- ・ 神奈川県に対し防護服 20,000 着を提供
- ・ 全国知事会からの依頼に基づき、神奈川県に対し、医療従事者用マスク 5,000 枚を提供
- ・ 都内医療機関、社会福祉施設、保健所へマスク約 1 1 万枚を提供
- ・ 都内医療機関に入院中の新型コロナウイルス感染症患者（無症状、軽症の方）を受け入れるため、ホテルなどの施設を都が確保（4月7日受け入れ開始）
- ・ 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供
- ・ 宿泊療養者専用ストレス電話相談窓口を開設
- ・ 入院・宿泊療養者向けのサポート体制を確保（子供の一時預かり、高齢者・障害者の介護・介助、ペットの一時預かり）

(病院経営本部)

- ・ 羽田空港に到着した在留邦人のうち体調不良の方を都立・公社病院で受入
- ・ クルーズ船の陽性患者、保健所からの要請に基づく陽性患者、他院からの重症患者等を受入れ

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
「新型コロナウイルス感染症による企業活動への影響度・実態等に関する調査」を実施
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置（3月31日まで夜間延長）
- ・ 時差通勤やテレワークの推進を業界団体や企業へ速やかに要請
（東京商工会議所、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、（一社）新経済連盟、日本 IT 団体連盟に要請。経団連、経済同友会は知事が要請）
- ・ 中小企業の資金繰り円滑化等への協力要請（東京都信用金庫協会、東京都信用組合協会）
- ・ 各種支援策をまとめたチラシを作成
- ・ 「東京都感染拡大防止協力金」の申請受付を開始

(中央卸売市場)

- ・ 各市場の取引委員会等を通じて、市場業者に対し、手洗いの励行や従業員の健康管理など感染拡大防止の取組への協力を要請。本庁による現場のバックアップ体制を整備
- ・ 新型コロナウイルス感染症による経営への影響について、市場業者へのヒアリング調査を実施。各種融資制度等の周知を図るほか、専門家による経営相談体制を構築
- ・ 市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予
- ・ 市場経由の生鮮食料品等を E C サイトで販売する事業者等をホームページで紹介する「おうち de 市場」を開始

(建設局)

- ・ 都立公園などにおける取組みの実施

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催
- ・ 横浜港沖に停泊しているクルーズ船の乗客乗員に生活用品を提供
- ・ ゆりかもめにおいてスムーズビズの活用や感染症対策に関する呼びかけを実施
- ・ 調布飛行場・竹芝客船ターミナルにおける乗客への検温実施及び島内での健康相談先等の案内チラシを配布
- ・ 海上公園施設等の臨時休園・使用中止等の実施

(交通局)

- ・ 局ホームページや駅構内放送等により、スムーズビズの取組への協力を呼びかけ
- ・ ダイヤモンド・プリンセス下船者の大型観光バスによる輸送対応
- ・ 都庁前駅に赤外線サーモグラフィを使用した「駅ナカ検温コーナー」を設置

(水道局・下水道局)

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方（個人・事業者）に対し、お申し出に応じ、一定期間水道料金・下水道料金のお支払いを猶予

(教育庁)

- ・ 学校及び保護者への感染症対策の注意喚起
- ・ 都立高校入学者選抜における対応
- ・ 公立学校の出席停止、臨時休業並びに卒業式などの学校行事への対応
- ・ 都教委 H P における学習支援サイト（学びの支援サイト）の立ち上げ
- ・ I C T パイロット校等における取組の推進及び他の都立学校への展開
- ・ 臨時休業・春季休業中の過ごし方に関するリーフレットの作成及び周知
- ・ 都立学校版 感染症予防ガイドラインの作成及び周知
- ・ 保護者向けメッセージの作成及び周知
- ・ 都立学校における春季休業の終了日の翌日から令和 2 年 5 月 6 日までの間の臨時休業措置
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応を通知
(区市町村には都の措置を参考に協力を要請)

(人事委員会事務局)

- ・ 採用試験の延期
(令和 2 年度「東京都職員 I 類 B 採用試験（一般方式・新方式）」及び「東京都職員 I 類 A 採用試験」)
- ・ 管理職選考の延期

(東京消防庁)

- ・ 各種行事の中止や縮小を決定
- ・ 各種救命講習等の休止
- ・ 各種法定講習（危険物取扱者保安講習、消防設備士講習等）の一部休止
- ・ 採用試験の延期（令和 2 年度「東京消防庁消防官（専門系及び I 類）」）

- ・ 管理職選考及び昇任試験の延期
- ・ 予防関連届出書類等の郵送による受付を開始
- ・ 事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹼の設置や手洗い等を呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施
- ・ ウイルスに対する注意喚起を促す掲示物の設置・貼り出し

緊急事態措置の延長等にかかる補正予算について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く深刻な状況を踏まえ、緊急事態措置の延長等に伴う対応を迅速に実施していきます。
- このため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき5月7日に専決処分を行います。

【補正予算の規模】

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
	億円	億円	億円
一 般 会 計	449	7兆7,694	7兆8,144

【補正予算の財源】

区 分	歳 出	財 政 調 整	
		基 金 繰 入	国 庫 支 出 金
	億円	億円	億円
一 般 会 計	449	112	337

(注)各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【問合せ先】
財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

【補正事項】

○ 区市町村立学校におけるオンライン学習等の 環境整備に向けた緊急支援【教育庁】 84億円

区市町村立学校におけるオンライン学習を推進していくため、
学習用PC等が家庭にない児童・生徒に向けて、区市町村において学校配備
端末を活用してもなお不足する台数を都が緊急で貸し出すとともに、
通信料等を支援

○ 小学生向けの生活・学習番組の放映【教育庁】 2億円

臨時休業中の子供たちの生活や学習の習慣付けを支援するため、
小学生向けテレビ番組「TOKYOおはようスクール」を引き続き放映

○ 学童クラブの午前中からの開所に上乗せ補助【福祉保健局】 20億円

学童クラブを午前中から開所する場合の運営費について、都独自に補助

○ 臨時休業に伴う放課後等デイサービスの支援【福祉保健局】 6億円

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの利用増に対応

○ 生活福祉資金貸付事業補助【福祉保健局】 337億円

新型コロナウイルス感染症の発生による休業等により、
一時的な資金需要に対応する特例貸付（緊急小口・総合支援資金）について、
申込みが増加していることから、当面必要となる原資を追加で計上

局別総括表（一般会計）

（単位：百万円）

区 分	今回補正額	既定予算額	計
政 策 企 画 局	-	6,052	6,052
都 民 安 全 推 進 本 部	-	3,863	3,863
戦 略 政 策 情 報 推 進 本 部	-	24,368	24,368
総 務 局	-	1,620,201	1,620,201
財 務 局	-	635,992	635,992
主 税 局	-	141,708	141,708
生 活 文 化 局	-	242,404	242,404
オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 局 準 備 局	-	335,447	335,447
都 市 整 備 局	-	103,141	103,141
住 宅 政 策 本 部	-	37,307	37,307
環 境 局	-	59,324	59,324
福 祉 保 健 局	36,332	1,268,430	1,304,762
病 院 経 営 本 部	-	14,774	14,774
産 業 労 働 局	-	768,171	768,171
建 設 局	-	583,235	583,235
港 湾 局	-	113,367	113,367
会 計 管 理 局	-	3,447	3,447
労 働 委 員 会 事 務 局	-	665	665
収 用 委 員 会 事 務 局	-	460	460
議 会 局	-	6,079	6,079
人 事 委 員 会 事 務 局	-	956	956
監 査 事 務 局	-	1,017	1,017
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	-	5,522	5,522
教 育 庁	8,594	871,337	879,931
警 視 庁	-	666,442	666,442
東 京 消 防 庁	-	255,724	255,724
合 計	44,926	7,769,433	7,814,359

（注）各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の都政の運営について

新型コロナウイルス感染症の脅威が続く現下の状況に鑑み、当面の都政の運営方針等を定めましたのでお知らせします。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の都政の運営について（依命通達）

【問合せ先】

（「『未来の東京』戦略ビジョン」などに関すること）

政策企画局計画部計画課

電話 03-5388-2131

（組織、人員体制に関すること）

総務局人事部調査課

電話 03-5388-2391

（財源などに関すること）

財務局主計部財政課

電話 03-5388-2669

2 政計計第 8 3 号
2 総人調第 1 0 号
2 財主財第 3 3 号
令和 2 年 5 月 5 日

殿

東京都副知事

長谷川 明

多羅尾 光 睦

梶 原 洋

宮 坂 学

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた
当面の都政の運営について（依命通達）

新型コロナウイルス感染症の脅威が続く現下の状況に鑑み、当面の都政の運営方針等について、以下のとおり定める。

貴職におかれては、現下の都政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、新型コロナウイルス感染症との戦いを乗り越え、未来の東京を切り拓く取組に万全を期されたい。この旨、命によって通達する。

I 基本方針

本年に入り、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、今、我が国そして東京は、かつて経験したことのない戦いの只中にある。この間、都は、各局における通常業務の休止又は縮小等のBCP（事業継続計画）の推進や、全庁的な応援体制を敷くとともに、迅速に対策本部を立ち上げ、感染拡大防止や経済支援など、かつてない規模の対策を矢継ぎ早に講じてきたが、戦いはさらに厳しさを増している。

こうした中で、まず為すべきは、新型コロナウイルス感染症という「見えざる敵」

との戦いに全力を注ぎ、感染拡大を抑えこむことにより都民の命を守ること、そして、都民の生活や東京の経済活動をしっかりと支えることである。

同時に、新型コロナウイルス感染症との戦いの中で浮き彫りになってくる社会の様々な課題を克服し、それを社会構造の変革につなげていくことで、昨年末、目指す東京のビジョンとその実現に向けた戦略を示し、プロジェクトを開始した『『未来の東京』戦略ビジョン』の内容を高めていく。そのことによってこそ、東京の未来を切り拓くことができる。

政府の緊急事態宣言による緊急事態措置を実施すべき期間が延長されるなど、危機的な状況が続く中、今般、都は、新型コロナウイルス感染症対策に注力する新たな体制に移行する。そして、新型コロナウイルス感染症との戦いを乗り越え、未来の東京を切り拓くため、次の3つの大きな柱に沿って、当面の都政運営を進めていく。

① 新型コロナウイルスの感染拡大を抑えこみ、都民の「命」を守る

新型コロナウイルスの感染拡大防止や、医療提供体制の強化など、都民の安全確保に全力を挙げて取り組み、新型コロナウイルス感染症から都民の「命」を守り抜く。

② 都民の生活や東京の経済活動をしっかりと支える

新型コロナウイルスの感染拡大により、都民生活や東京の経済活動のあらゆる面において、甚大な影響が生じている。都民の不安を払拭するためのあらゆる対策を、時期を逸することなく積極果敢に講じていく。

③ 課題への大胆な挑戦により、社会の変革を促し、東京の未来につなげる

新型コロナウイルス感染症の脅威は、デジタルトランスフォーメーションの遅れといった、我が国の社会構造的な課題を浮き彫りにしている。こうした課題に対して、テレワークやICT教育の強力な推進、電子手続の徹底など、大胆な挑戦を進めることで、社会の変革を促し、東京の未来につなげていく。

II 具体的な取組

第1 新型コロナウイルス感染症との戦いを乗り越え、未来の東京を切り拓く集中的・重点的な取組

まずは、人と人との接触を8割削減し、感染拡大の速度を可能な限り抑制するとともに、増加する患者に対応するため、早急に医療提供体制を強化し、都民の生命を守ることが最優先である。

併せて、感染症の収束までの間、事業活動や雇用、都民生活を守り抜くためのセーフティネットの強化や、人と人との直接的な接触を避けながら、可能な限り活動を継続させるためのデジタルテクノロジーの活用などにより、影響を最小限に抑えていく取組が重要である。

こうした考え方の下、都が、当面、集中的、重点的に取り組む業務は以下のとおりとし、以下に該当する業務を行う局は、業務の拡大に伴う体制や必要となる人員体制の規模等を速やかに整理すること。

また、第二回定例会への補正予算提出も含め、現下の状況を踏まえた更なる対策を講じるなど、都庁の総力を挙げて取り組むこと。

<集中的・重点的に取り組む業務>

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大を抑えこみ、都民の「命」を守る取組

- ・重症患者に対応した医療体制の充実、新型コロナウイルス感染症患者受入体制の拡充、新型コロナ外来診療体制確保への支援の強化、PCRセンター設置への支援、感染防護具の更なる確保など、医療提供体制等の強化に向けた取組
- ・迅速かつ的確な情報提供の実施、緊急事態措置の実施、コールセンターの運営、感染拡大防止協力金の支給、感染症対策に関連する生産設備の導入支援、中小・ベンチャー企業による感染症対策に係る新技術・新製品等の普及促進など、感染拡大の防止に向けた取組

(2) 都民の生活や東京の経済活動をしっかり支える取組

- ・中小企業や従業員への無利子融資などの資金繰り支援、飲食店の業態転換など事業継続への支援、フリーランスを含む個人事業主に対する相談支援など、経済活動を支えるセーフティネットの強化に向けた取組
- ・学校臨時休業中の子供たちへの支援、保育所等の臨時休園等への対応、失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供など、都民生活を支えるセーフティネットの強化に向けた取組

- ・介護の現場への支援、児童の保護、DV被害者への支援、生活保護の増加への対応など、今後想定される更なる対策

(3) 課題への大胆な挑戦により、社会の変革を促し、東京の未来につなげる取組

- ・オンライン教育、オンライン医療、テレワークの推進による東京のデジタルトランスフォーメーションの加速など、社会の変革を促す取組

(4) 新型コロナウイルス感染症対策全体に関する業務

- ・東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議の運営、補正予算の編成、区市町村への支援、新型コロナウイルス感染症の克服に向けた都民等からのアイディア募集など

第2 集中的・重点的な取組を進めるための執行体制の整備

新型コロナウイルス感染症との戦いを乗り越え、未来の東京を切り拓く取組を集中的・重点的に進めていくため、当面の間、既存事業の執行体制は縮小させ、最小限の人員で執行できる体制を構築し、出勤する職員を最大限抑制するとともに、都の人的資源や財源を感染症対策に最大限振り向けることとする。

具体的には、まず、現下の危機的な状況を十分踏まえ、各局において現在運用しているBCP（事業継続計画）の再点検を行った上で、以下の視点から、速やかに既存事業の分類を行い、優先度の低い事業は休止、縮小又は延期させ、最小限の人員で執行できる体制を構築すること。

また、既存事業の執行体制の縮小により、新型コロナウイルス感染症対策等に係る全庁的な応援人員を確保するとともに、テレワークや自宅勤務を最大限活用することで、出勤抑制の継続を徹底すること。

なお、既存事業の休止、縮小又は延期に際し、組織体制、人員体制に関する事項については総務局と、個別事業や財源に関する事項については財務局と、「『未来の東京』戦略ビジョン」などに関する事項については政策企画局と十分調整を行うこと。

<既存事業の分類の視点>

(1) 現下の状況を踏まえ速やかに休止する事業（既に休止している事業は休止を継続）

① 人と人との接触による感染リスクが高いと考えられる事業

- ・少なくとも緊急事態措置を実施すべきとされている間、都民開放型施設は原則閉

鎖、都主催イベントは原則中止又は延期、会議等は対面によらない実施を原則とすること。

- ・都民開放型施設の再開時期や、都主催イベントを延期とするか、中止とするかは、感染症の状況や、施設の役割、イベントの趣旨等を踏まえ、個別に判断すること。

<具体的な事業の例>

- ・図書館や文化・スポーツ施設などの都民開放型施設の運営
- ・文化・スポーツイベントや各種啓発イベント、講習会等の実施
- ・対面による庁内会議や委員会、検討会等の運営、職員研修の実施 など

② 集中的・重点的な取組に注力するために休止する事業

- ・都民の生命・財産への直接の関連性が低く、直ちに取り組む優先度が低いと考えられる事業のうち、未着手、未発注、一時停止が可能な事業は、原則延期又は中止することとし、延期とするか、中止とするかは、感染症の状況や各事業の趣旨等を踏まえ、個別に判断すること。
- ・事業を延期する場合、事業計画や施設の完成時期の後倒しなどの影響が想定されるため、必要に応じて、計画の進捗に関する事項は政策企画局と、予算の繰越し等の財政上の措置が必要となる場合は財務局と、十分調整を行うこと。

<具体的な事業の例>

- ・築地市場跡地の再開発手続き、区画整理、市街地再開発など、都市開発の推進等に関する事業
- ・都民の城の改修、都立学校の改修、街路整備、都営住宅の建替えなどの施設整備又は計画修繕
- ・スポーツ振興、観光振興、都市外交、行政計画、統計調査、都民・大学研究者等による事業提案制度、採用試験等の実施、調査研究 など

(2) 最小限の体制まで縮小させる事業

① 都民生活への影響を踏まえた運用の工夫を行った上で、最小限の体制で継続させる事業

<具体的な事業の例>

- ・税の賦課徴収、都民の声など各種窓口の運営、栄養士免許や宅地建物取引業免許などの各種免許の交付、建設業許可など各種営業許可、旅券の発給 など
- ・特定建築物の定期調査などの法定点検、取引指導などの各種監視・指導監督、環境影響評価などの各種法定事務 など

② 都の行政機能を確保するための事業

<具体的な事業の例>

- ・都庁舎や都立施設を維持するための応急修繕
- ・予算編成、出納、経理、庶務、文書、人事、広報、訴訟事務、基幹業務システム維持管理 など

(3) 執行上の工夫を行った上で継続させる事業

① 都民生活や都市機能の維持に関する事業

<具体的な事業の例>

- ・都営交通の運行、水道水の安定供給など、ライフラインの維持に関する事業
- ・道路や橋梁、都営住宅などの都市インフラを維持するための応急修繕
- ・防災、減災など、都民の生命・財産への直接の関連性が高く、直ちにに取り組む優先度が高いと考えられる事業
- ・大気汚染、土壌汚染などの環境規制や廃棄物処理に関する事業 など

② 東京 2020 大会の開催準備

<具体的な事業の例>

- ・東京 2020 大会の開催延期に伴う影響への対応

第3 長期戦略について

本年策定を予定している長期戦略は、「『未来の東京』戦略ビジョン」に掲げる、目指す東京の姿の実現に向けて、戦略やプロジェクトを具体的に実践し、ブラッシュアップを図ることで、結実させることとしている。

新型コロナウイルスの危機的な状況が続く今、戦略やプロジェクトの全てを推進する状況にはないため、内容を取捨選択する必要がある。子供の笑顔のための戦略や、TOKYO スマート・スクール・プロジェクト、スマート東京・TOKYO Data Highway 戦略などの中には、新型コロナウイルスによって人々の生活が大きな影響を受けるなど、直面する課題を解決するために、むしろ取組を加速させるものも含まれている。

当面、こうした内容を中心に、取組を推進することとし、長期戦略としてとりまとめる時期については、別途検討する。

第4 都政の特別体制への移行及び解除のプロセス

(1) 都政の特別体制への移行プロセス

① 集中的・重点的な取組に注力するための体制への移行

- ・各事業所管局は、現下の危機的な状況を十分踏まえ、既存のBCP（事業継続計画）の再点検を行うとともに、「既存事業の分類の視点」に基づき、休止、縮小又は延期する具体的な事業の分類を行った上で、順次、既存事業の執行体制を縮小させること。
- ・各事業所管局は、既存事業の執行体制の縮小により、引き続き、全庁的な応援人員を確保するとともに、感染症拡大防止対策やこれに伴う雇用・経済支援などの緊急対策、医療・福祉施設や上下水道等のライフラインの維持等に従事する職員を除き、テレワークや自宅勤務を最大限活用することで、職員の出勤を2割程度に抑える体制を徹底すること。
- ・出勤抑制の中にあっても、テレワークやWeb会議などを最大限に活用して議論を行うなど、効率的な業務遂行に努めること。
- ・新型コロナウイルス感染症との戦いを乗り越え、未来の東京を切り拓く取組に集中的・重点的に対応する体制を徹底し、5月の連休明けの早い段階から、特別体制に移行することとし、各局における特別体制については、別途指示する方法により、総務局及び財務局に報告すること。

② 政策企画局及び総務局、財務局との調整

- ・各事業所管局は、特別体制の構築に伴う、具体的な組織体制又は人員体制に関する事項については総務局と、縮小又は休止する具体的な事業や財源に関する事項については財務局と、「『未来の東京』戦略ビジョン」などに関する事項については政策企画局と十分調整を行うこと。

③ 局間の柔軟な応援体制の構築

- ・総務局は、感染症対策に集中的・重点的に対応するため、業務拡大が必要とされる部署への人員配置など、局間の柔軟な応援体制について、引き続き、随時、調整を行うこと。

④ 予算の繰越制度の活用等による対応

- ・事業所管局は、既存事業の延期により、予算執行が翌年度にずれ込む場合は、財務局と調整の上、予算の繰越制度等を活用して対応すること。

(2) 特別体制の解除プロセス

- ・各事業所管局は、感染症の状況や、感染症に対する業務拡大の状況を慎重に見極

めるとともに、事業の縮小に伴う都民生活への影響や、事業の再開による感染の再拡大リスクなどを十分に検討した上で、解除が妥当と考えられる事業から、段階的に特別体制の解除を行い、随時、事業の再開等の対応を行っていくこと。

- 各事業所管局は、特別体制の解除に際し、必要に応じて専門家の意見等を踏まえるとともに、政策企画局、総務局及び財務局と調整を行った上で、段階的な解除を決定していくこと。

新型コロナウイルス感染症にかかる特別人権相談（法律相談）の実施

緊急事態宣言の延長を受け、人権問題に係る法律相談の充実を図るため、以下のとおり新型コロナウイルス感染症にかかる電話による特別人権相談（法律相談）を実施します。

- 1 **受付日時** : 令和2年5月7日（木曜日）午前10時から午後4時まで
令和2年5月8日（金曜日）午前10時から午後4時まで
- 2 **電話番号** : 03-6722-0127
- 3 **相談内容** : 新型コロナウイルス感染症にかかる人権に関する相談
 - ・感染者への誹謗・中傷
 - ・職場での人権侵害
 - ・その他の不当な取扱い（登園・登校拒否、入場拒否等）など
- 4 **その他** : (1) 相談料は無料です。通話料は相談者の負担になります。
(2) 相談は、弁護士の資格を有する法律相談員が受けます。
(3) 一回あたりの相談時間は、15分以内です。
(4) 緊急事態措置等に関する疑問や不安、感染拡大防止協力金制度に関する質問等については、以下の番号で受け付けます。
03-5388-0567
(東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター)
(5) 新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関するご相談については、以下の番号で受け付けます。
0570-550-571（新型コロナコールセンター）

本件は、「『未来の東京』戦略ビジョン」を推進する先導的事業です。
戦略6 ダイバーシティ・共生社会戦略「インクルーシブシティ東京プロジェクト」

【問合せ先】

(公財)東京都人権啓発センター総務課
電話03-6722-0083（直通）
総務局人権部人権施策推進課
電話03-5388-2588（直通）

新型コロナウイルス感染症にかかる 特別人権相談（法律相談）

緊急事態宣言の延長を受け、人権問題に係る法律相談の充実を図るため、以下のとおり新型コロナウイルス感染症にかかる電話による特別人権相談（法律相談）を実施します。



- 1 受付日時 : 令和2年5月7日（木曜日）午前10時から午後4時まで
令和2年5月8日（金曜日）午前10時から午後4時まで
- 2 電話番号 : 03-6722-0127
- 3 相談内容 : 新型コロナウイルス感染症にかかる人権に関する相談
 - 感染者への誹謗・中傷
 - 職場での人権侵害
 - その他の不当な取扱い（登園・登校拒否、入場拒否等）など
- 4 その他
 - (1) 相談料は無料です。通話料は相談者の負担になります。
 - (2) 相談は、弁護士の資格を有する法律相談員が受けます。
 - (3) 一回あたりの相談時間は、15分以内です。

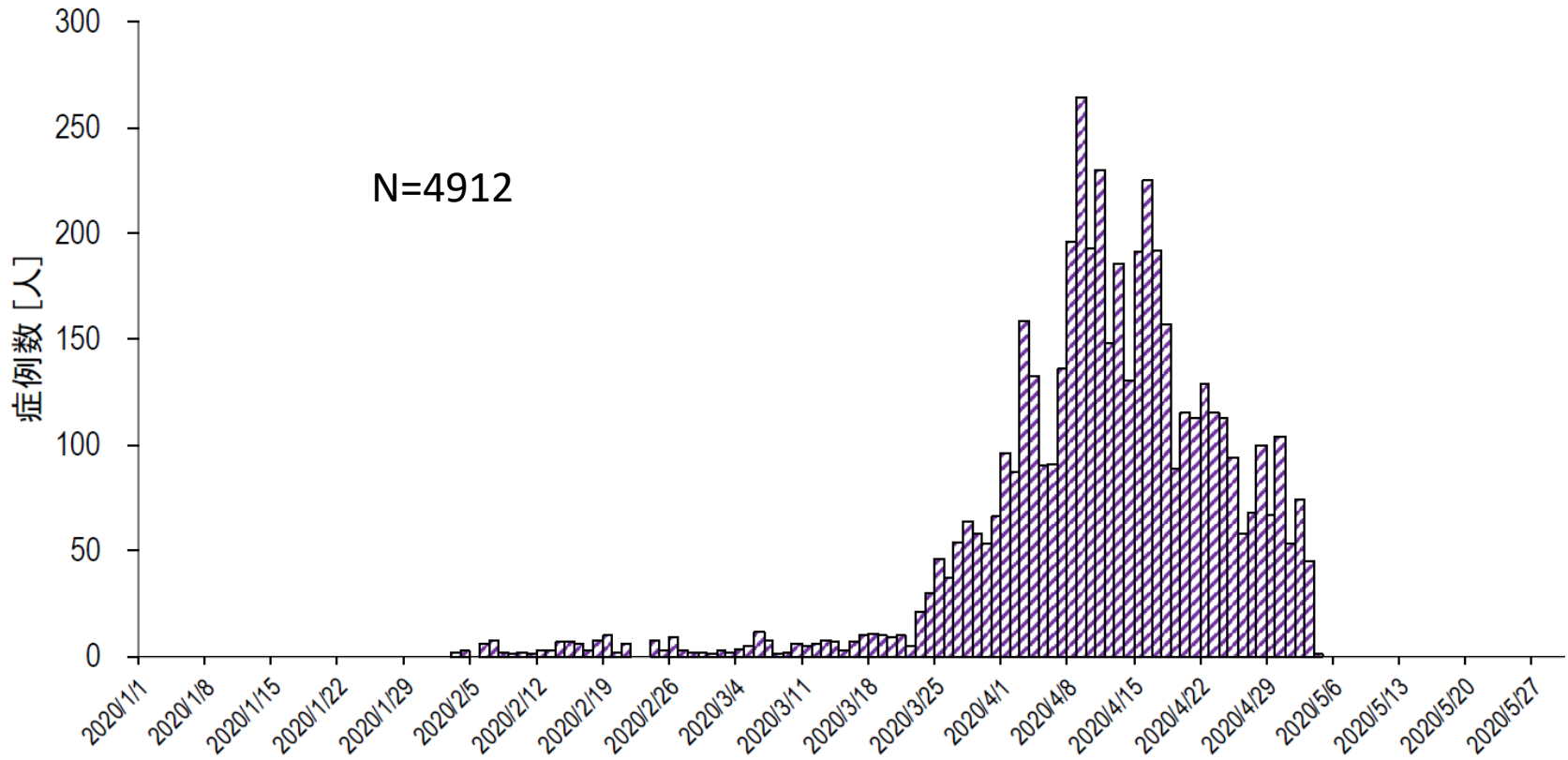


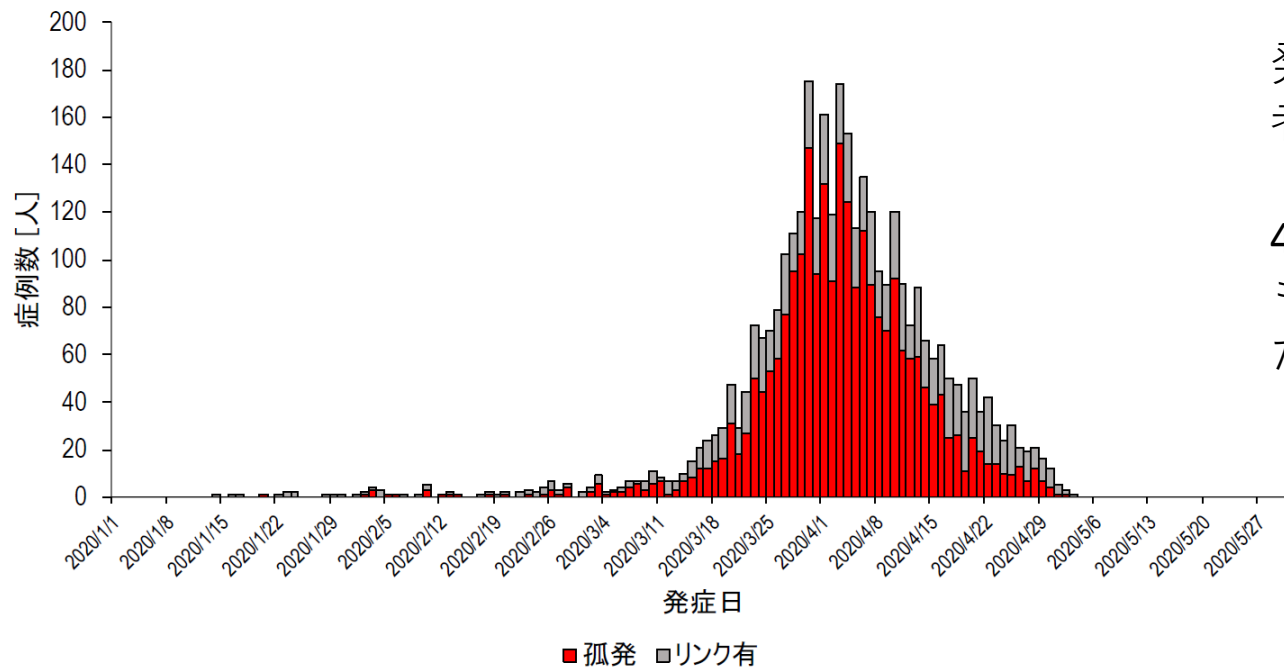
<お問い合わせ>

名称 公益財団法人 東京都人権啓発センター
住所 港区芝二丁目5番6号
芝256スクエアビル2階
電話 03-6722-0124 又は
03-6722-0125

確定日別の感染者数。

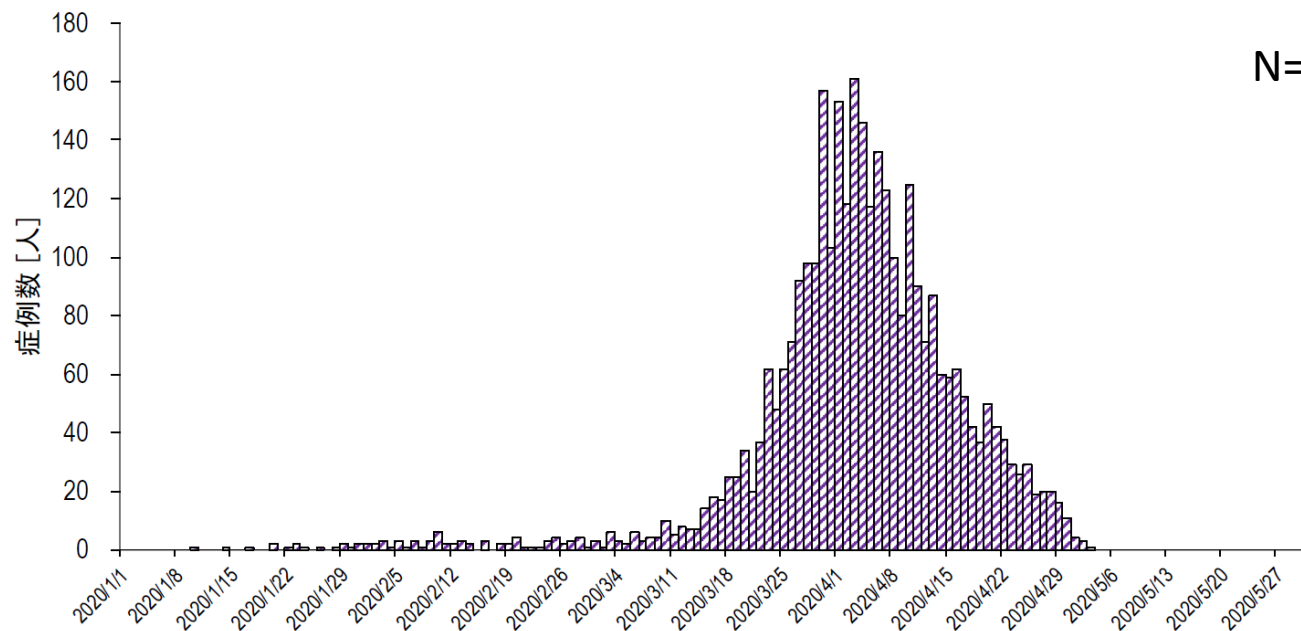
4月15日の週にも200人を超えた報告





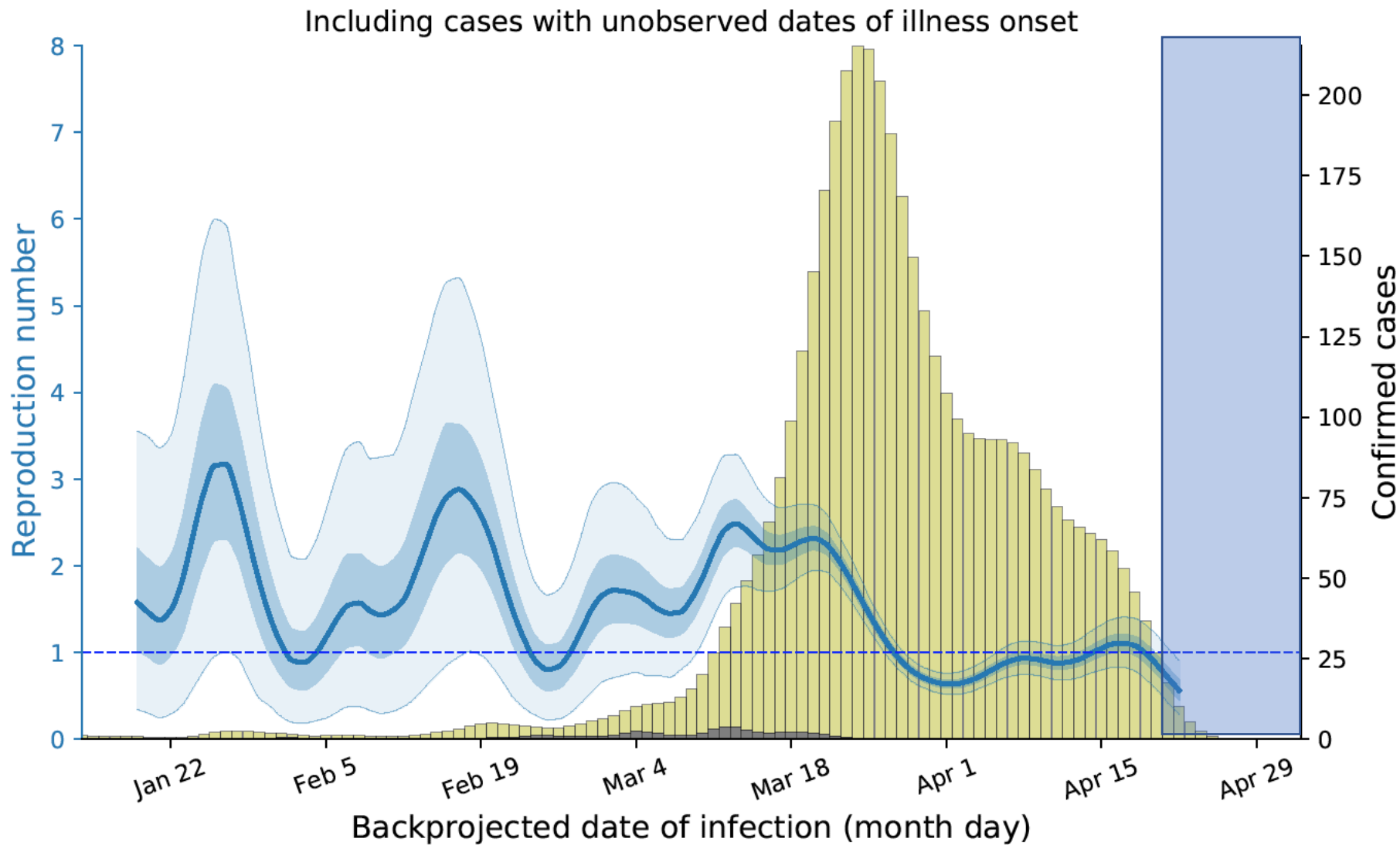
発症日別の感染
者数。

4月15日の週に
も200人を超え
た報告



N=3258

推定感染時刻別による実効再生産数



5月5日まとめ

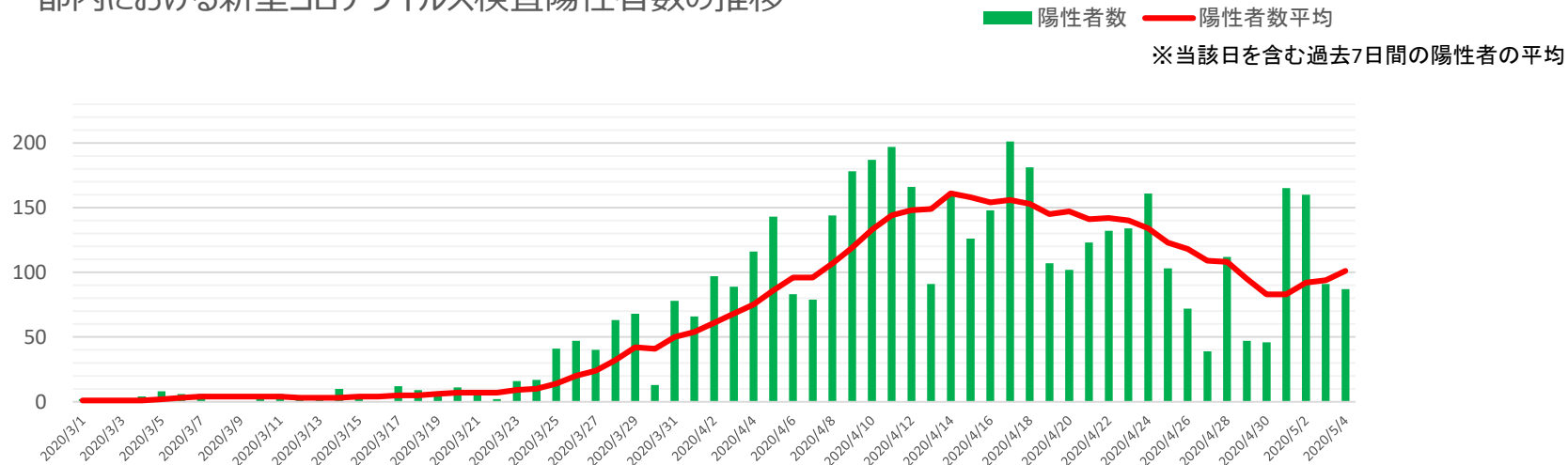
- ・ 発病日別でも減少傾向であるが、減少速度が当初推定していたよりも遅い（主に報告の遅れによる）
- ・ 確定患者中、発病日が判明しているのは78%程度
- ・ 孤発例が半分未満になりつつある。
他方、家庭内感染が増加傾向（中国でも見られた傾向）
院内感染・施設内感染の制御がうまくいけば、今後制御がうまくいくが、現状の程度では流行が遷延する可能性が高い

緊急事態措置等の今後の方向性について

これまでの取組の結果、

- ・感染者数は減少傾向にあり、一定の効果があったといえる
- ・しかし、減少の程度は、全国と比較すると緩やか

都内における新型コロナウイルス検査陽性者数の推移



➡ これまでの取組を維持することが必要

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等 期間の延長

1 区域・期間

都内全域を対象として、令和2年5月31日(日)まで

2 実施内容

4月7日及び11日から実施している緊急事態措置等を継続実施

※なお、都立学校については、この後教育委員会において、今回の要請等に基づき
対応を決定する予定

都民の皆様へ改めてのお願い

- 引き続き、外出自粛を徹底してください。
- 毎日のお買い物を3日に1回程度にしてみましょう。
- 食料品などの必要以上の買いだめはしないでください。

事業者の皆様へ改めてのお願い

- 出勤抑制、テレワーク、時差出勤等の一層の推進にご協力を。
- 屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催自粛

緊急事態措置の延長等にかかる補正予算

延長等に伴う対応を迅速に実施

補正予算の規模 **449 億円**

1. 区市町村立学校の学習環境を整備するとともに、学校休業の延長に伴い必要となる経費を計上
2. 所得が減少した方に対する貸付原資を増額

区市町村立学校におけるオンライン学習等の
環境整備に向けた緊急支援

84億円

学校休業中の子供たちの生活や学習を応援する
テレビ番組「TOKYOおはようスクール」の放映

2億円

学童クラブの午前中からの開所に上乗せ補助

20億円

臨時休業に伴う放課後等デイサービスの支援

6億円

生活福祉資金貸付事業補助

337億円

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の都政の運営

基本方針

- ✓ **新型コロナウイルス感染症との戦いを乗り越え、未来の東京を切り拓くため、次の3つの柱に沿って、当面の都政運営を進めていく**

新型コロナウイルスの感染拡大を抑えこみ、**都民の「命」を守る**

都民の**生活**や東京の**経済活動**を**しっかり支える**

課題への大胆な挑戦により、**社会の変革を促し、東京の未来につなげる**

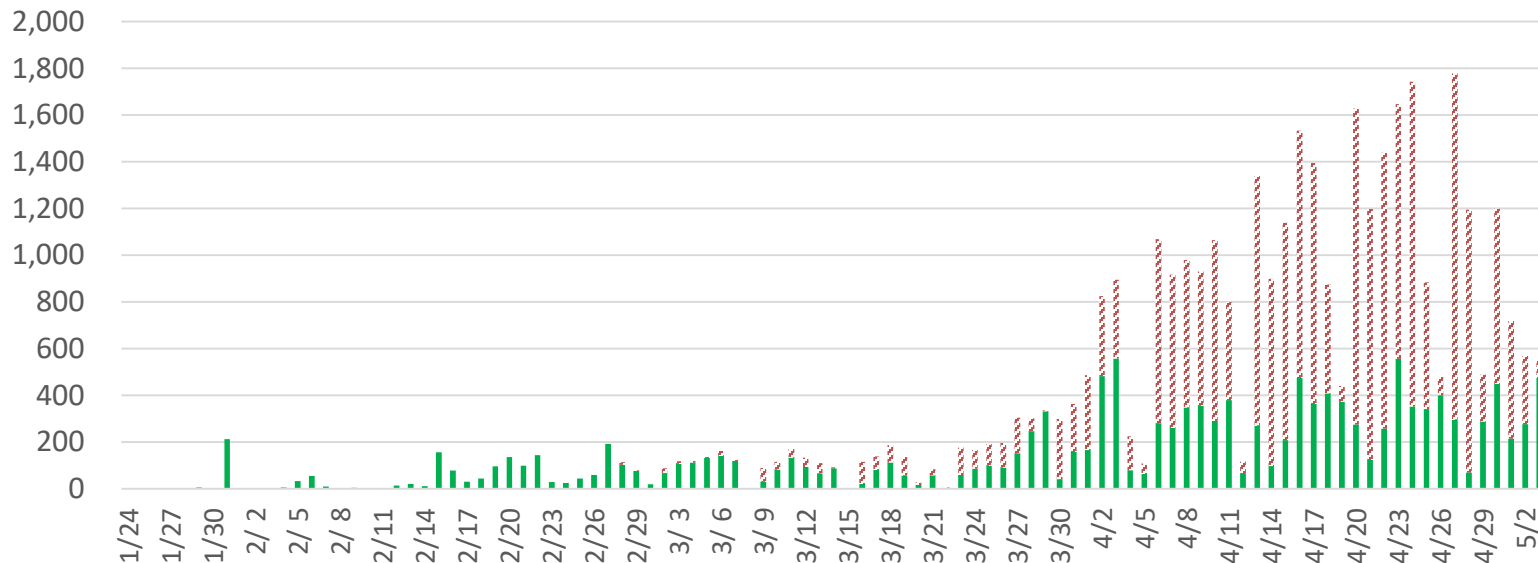
新型コロナウイルス感染症対応に係る 確保病床数

重症度	確保病床数	内訳			
		都立・公社病院 (14医療機関)	感染症指定医療機 関 (都立・公社を除く。)	特定機能病院・ 救命救急センター	公立・公的 医療機関等※
重症・ 重篤患者	400床	100床	30床 (5床/病院)	270床 (5床/病院)	(2床/病院)
中等症 患者等	1,600床	300床	200床 (40床/病院)	1,100床 (20床/病院)	

※「公立・公的医療機関等」には、対応可能な一般病院を含む。

東京都におけるCOVID-19検査実施数の推移 (n=37,720) 【1月24日～5月3日】

■ 健安研等 ▨ 民間



(注) 同一の対象者について複数の検体を調査する場合あり。検査実施数は、速報値として公開するものであり、後日確定データとして修正される場合があります。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の都政の運営

基本方針

- ✓ **新型コロナウイルス感染症との戦いを乗り越え、未来の東京を切り拓くため、次の3つの柱に沿って、当面の都政運営を進めていく**

新型コロナウイルスの感染拡大を抑えこみ、**都民の「命」を守る**

都民の**生活**や東京の**経済活動**を**しっかり支える**

課題への大胆な挑戦により、**社会の変革を促し、東京の未来につなげる**

都政における特別体制への移行

具体的な取組

- ✓ **都の人的資源等を集中的・重点的に投入**するため、優先度に応じて事業を精査し、連休明けの早い段階から、**特別体制に移行**

○ 今優先して行う事業、当面休止する事業などに分類

- ・ 都民開放型施設の運営や、文化・スポーツイベントの実施などは当面休止
- ・ 築地市場跡地の再開発手続きや、都民の城の改修などは当面休止 など

○ 感染症との戦いを乗り越え、未来の東京を切り拓く取組に集中

○ 長期戦略の取りまとめ時期については、別途検討

中小企業や働く方々へのサポート

1 これまでに行った取組

◎13か月予算による切れ目ない支援

- 緊急融資制度の創設
- 経営アドバイス
(専門家を会社に派遣)
- テレワーク導入サポート
- 従業員に無利子で融資
など

新たな状況にも対応

緊急事態措置の期間

感染拡大防止協力金

STAY HOME週間

- ・商店街の取組の後押し
- ・自主的な休業に給付

中小企業や働く方々へのサポート

2 緊急事態措置延長を見据えた展開

○今後の支援

- 上限額1億円の無利子融資を開始
- 従業員への融資件数を拡大
- 新たなサービス展開への
アドバイスと助成
例：飲食店のデリバリーの開拓サポート

感染症対策に役立つ取組

- マスク等の生産する態勢の強化
- 感染防止と非接触型技術の後押し
につながる新製品の普及

更なる施策

- 5月7日からの措置期間において、
休業要請等に御協力頂ける中小
事業者に対し同様に協力金を支給
など

個人の皆様へのサポート

1 妊娠・出産、子育てに関する支援

- とうきょうママパパ応援事業（タクシー移動に使えるチケット等を配布する区市町村を支援）
- ベビーシッター利用支援（保育所の臨時休園等の際の利用にも対象拡大）

2 教育に関する支援

- TOKYOおはようスクール（TV番組）
- 学びの支援サイト（WEB学習）

3 外国人の方への支援

- 外国人新型コロナ生活相談センター【トコス】（14言語に対応）

個人の皆様へのサポート

4 生活に関する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業や失業等による緊急小口資金、総合支援資金（特例貸付）
- WEBを活用した、大学生のアルバイト先確保や就活への支援も検討
- 失業等に伴う住居喪失者への一時住宅等の提供

5 その他の支援

- アートにエールを！東京プロジェクト
（アーティスト、スタッフ等の芸術文化活動を支援）
- 医療従事者の勤務環境向上の支援（医療従事者の手当や宿泊費を助成）
- 各種相談事業（医療、福祉、雇用、教育、人権など）

東京都 新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ

<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp>



自分にあつた制度を探す



すべての制度を見る

Q フリーテキスト検索

検索文字列



個人向けの支援



企業・個人事業主の支援

Q1. どんなことへの支援情報をお探しですか？

- 妊娠・出産・子育て・教育に関する支援
- 生活資金に関する支援
- 雇用や労働環境に関する支援
- 外国籍の方への支援
- その他の支援(相談・手続きの延長等含む)

Q2. どんな内容の支援情報をお探しですか？

- 雇用・従業員に関すること
- 税・年金・保険
- 生活費に関すること
- 生活インフラ（自動車・住宅・電気・ガス・水道）に関すること
- 相談

ニーズに合った支援情報を表示



- ✓ 3つの項目を選ぶことで、個々のニーズに合った支援情報を表示
- ✓ 東京都・国の支援情報を合わせて閲覧・検索可能
- ✓ 掲載情報はオープンデータとして公開

「第 22 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 2 年 5 月 5 日（火）16 時 00 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それでは第 22 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を実施いたします。

資料を 1 枚おめくりください。

新型コロナウイルスの関連肺炎に関する対応でございます。現在の状況、主な国・地域ごとの発生状況は上の表の通りになっております。

下の表、国内の発生状況です。昨日 4 日時点の発表で、国内感染者数 1 万 4000 を超える数、死亡者の数については、355 名となっております。都の発生状況、全部で 4654 名が昨日夕刻の時点の状況になります。

資料 1 枚おめくりください。国の動き等このページは特に大きな動きはございません。

次のページをご覧ください。ここも特に大きな動きはございません。

1 枚おめくりいただきまして、都の対応の一番下のところ、都民のいのちを守る STAY HOME 週間として、外出抑制の強化等を実施しているところです。

新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。各局におけます主な対応につきましては、総務局のところで東京都人権プラザで特別人権相談を実施します。後程ご紹介をいたします。また、都立大等でオンラインによる授業等を実施します。あとは家計急変に伴う減免を都立大、産業技術大の授業料に適用するということを実施しているところです。

資料を 1 枚おめくりいただきまして、生活文化局は、広報東京都等使いまして、それぞれの施策等について掲載をしております。

また外国人の皆様が抱えます連休中の不安等に対応するために、臨時の相談所を開設しているところです。

1 枚資料をおめくりください。福祉保健局は宿泊療養者の専用ストレス電話相談窓口を開設しております。また入院や宿泊療養者向けのサポート体制についても確保しているところです。

資料 1 枚おめくりください。中央卸売市場は、市場経由の生鮮食料品等をサイトで販売をする事業者をホームページで紹介をいたします「おうち de 市場」について開始をしたところです。

次に、緊急事態措置の延長等に係る補正予算についてという資料をご覧ください。補正予算の規模、財源等、これに関しましては後程参照いただければと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた当面の都政の運営についてです。

これに関しましては、資料1枚おめくりいただきますと、依命通達という形で、当面の都政の運営についてということでそれぞれ基本方針、或いは今後の進め方等について、通達を発出しているという内容を記載しております。これに関しましても後程ご覧ください。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る特別人権相談、法律相談の実施という資料をご覧ください。今般、緊急事態宣言の延長を受けまして、人権問題に関わります法律相談の充実を図るために、電話によります特別人権相談（法律相談）を実施いたします。1枚資料をおめくりいただきますとチラシがついていると思いますが、人権プラザ事業におきまして特別人権相談（法律相談）をお受けするというところを実施いたします。日時については5月の7日と8日になります。電話番号については03-6722-0127になりますが、これに関しましては東京都人権啓発センターの方に詳しくはお問い合わせください。

私からの説明は以上になりますが、各局等におきまして、補足説明或いは発言等ある局ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

他に本日スカイプで参加をしていただいております局長等の方がいらっしゃると思いますが、何かご発言がありましたら、お願いをいたします。いいですかね。

本日は、この対策本部会議に、厚生労働省のクラスター対策班でそれから北海道大学大学院教授の西浦先生にお越しをいただいております。

西浦先生の方から、ご発言をお願いしたいと思います。

【感染症専門家】

厚生労働省のクラスター対策班より参りました西浦と申します。

お手元の資料の流行曲線が書いているものをご覧ください。今の東京の現状の流行に関して分析をしましたので短く報告を差し上げます。1枚目が、この診断が確定した日付別で感染者数を見たものです。ここ最近、報告日で見ていると、100名を越すような日もあって心配をするんですけども、確定日別で、国の感染症発生動向調査の調査票の届け出に基づくものを見ると、確実に感染者数が減っているということをご見てとっていただければと思います。

他方、3月の後半から登り調子だったが、感染者数の増えるスピードと比べて、減っていくスピードが少しゆるめだというのが見てとっていただけます。

おめくりいただくと、横軸を発症日にした場合の図を提示しています。

上側が東京都の方で報告されているデータに基づくもので、下側が国立感染症研究所の方の感染症発生動向調査に基づくものです。ほぼ数が一致しています。

同じくなんですけれども発症日で見ると、4月の初旬をピークにして、確実に減少傾向に移行したということを見てとっていただければと思います。

ただこの図の右のあたりですね、4月20日少々後ってというのはこれからも感染者が増える見込みですと、報告の遅れに伴う、患者数が増える見込みということをご承知ください。

次の資料は、それらの情報をもとに、推定感染時刻を東京都に関して推定しまして、実効再生産数、1人当たりが生み出す、二次感染者数の平均値を推定した結果をここに提示しています。これまでと違って少しだけ推定値に修正がございます。

3月の後半ごろに、特に都知事が都に関して、感染爆発の緊急事態ですという話を、外出自粛を呼びかけられた3月25日あたりから、実効再生産数は急激に落ちているんですけども、その後、緊急事態宣言下での実効再生産数は当初思っていたよりも少しだけ大きめであると、大体0.9台を維持しているという状況であるというのが、見てとっていただけるかと思います。右側の影がついている部分から先っていうのはこれから感染者がまだ積もってくるので、この先というのを見なければならぬんですけども、要するに、感染者数の減少速度というのは、思ったほど素早くはないと。

確実に減少しているんですけども、ゆっくりと減っている状況というのを実効再生産数が反映しています。

次の資料が、今日ご報告差し上げたかった内容のまとめですけども、発病日別でも、確定日別で見ても、減少傾向なのは間違いなさですので、確実に感染者数というのはこれから減ってくるというふうに見込んでいます。ただ、減少速度が当初想定したよりも遅い速度になっています。確定患者中で大体8割の方が発病しているという、或いは発病日が既知であるということですので、それを元に実効再生産数を推定しました。

現在、孤発例といったリンクが追えないという方も、全報告の中で、半分を割る程度まで減ってきています。とっても良い兆候です。もうすぐすると感染者の方々がどこで感染したのかがわかる状態になっていて、今、感染者数のうちの半分以上というのは家庭内で感染が起こったものか、或いは、院内、施設内で起こったものですので、次第に制御がうまくいってきている状況と、家庭内で伝播が起こるというのは中国の湖北省でも、流行の最後の頃に見られている状況ですので、大変制御がうまくいっている状況に移りつつあるということで、ここにご報告させていただきます。

ありがとうございました。

【危機管理監】

それでは、知事から発言をお願いいたします。

【知事】

はい。皆様ご苦労さまでございます。これ記者会見ではありません、都庁内の会議をやっているところであります。

さて、第22回を数えることになりました東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議、4月7日に緊急事態宣言が発出されてからというもの、都民の皆様や事業者の皆様方には、外出の自粛、そして施設の使用停止などについて、多大なるご協力を賜って参りました。改めて心から感謝を申し上げねばなりません。

そして昨日、国は、全都道府県を対象とする緊急事態宣言の期間を5月7日から31日まで延長すると決定をいたしました。

5月4日付で改正されました、国の基本的対処方針におきましては引き続きすべての都道府県について、緊急事態措置を延長するということとしまして、東京都を含む13の特定警戒都道府県におきましては、これまでと同様の取り組みが必要だいたしました。

また昨日、都内の感染者を見ますと、ちょうど今画面に出ておりますけれども、昨日は87名、後程、今日の最新の数値が出て参りますけれども、これを1週間の移動で見ますと、ご覧のように、なだらかな山を上り、また、下がったかと思うと少々上がっていると。先ほど西浦先生からも分析をお願いしたところでもございます。

いずれにいたしましても、依然として高水準での推移が続いているという認識であります。

本日午前中、有識者の会議を開催いたしまして意見交換が行われました。

その場で都内での新規感染者数が減少傾向にあるという一方で、昨今は、軽症だった患者さんが急変して重症化するケースが報告されているなど、ここでも、依然として予断を許さない状況であると。都は引き続き適切な医療提供体制を確保すべしと、このようなご意見を伺ったわけであります。

都といたしましても、このような状況を踏まえまして、これまでと同様の内容で、緊急事態措置等を5月31日まで継続をすることといたします。引き続き、徹底した外出の自粛、そして、施設の使用停止と、催物の開催の停止を要請いたします。

それから学校につきましては、各設置者に対しまして、5月31日までの休業を要請いたします。

そして都民の皆様方へのお願いとして、引き続き、外出自粛の徹底で、こちらをお願いいたします。

一方で、医療機関への通院や食料、医療品、生活必需品の買い出しでございますが、また、必要な職場への出勤などについて、引き続き制限はございませんが、外出の際には、三つの「密」を徹底的に回避していただき、手洗い、そして人と人との距離の確保をお願いいたします。

さらに、不要不急の帰省や旅行、そして都道府県を跨いだ移動を自粛していただくということで、STAY in TOKYO、これは変わりません。

事業者の皆様方へのお願いは、出勤者数の、出勤をする人の社員などの数、こちらを徹底した削減を目指してもらう。テレワーク、ローテーション勤務等の推進について、連休後も引き続きお願いを申し上げます。

また、国内外を問わず、複数の方々が参加をして、密集状態が発生する恐れのあるイベントやパーティーなどの開催につきましては、引き続き開催の自粛をお願い申し上げます。

新たな感染者数が、いまだ高水準で推移をしているという段階でございます。ここで手をゆるめてしまつては、せつかくの都民の皆様方や事業者の皆様方のご努力が、水の泡に帰す

ことになりかねません。

そういうことで、早期に都民生活、経済を、むしろそれを早期に再建するためにも、ご理解、ご協力をお願いをしたいということでもあります。

この延長の期間でありますけれども、緊急事態措置を早期に緩和できますように、改めて申し上げますと、東京が一丸となっていく期間といたしたいと考えております。

そしてこの緊急事態措置の延長などに際しましては、都として所要の対応を行いますために、総額 449 億円の補正予算を取りまとめております。

7日、明後日に専決の処分を行いますのでその内容を、これからご説明をいたします。

まず区市町村立学校の学習環境整備、そして学校休業の延長に伴って、必要となる経費を計上いたします。

所得が減少した個人に対する貸付原資の増額、こちらは 337 億円であります。今回の専決処分で、緊急事態措置の延長に係る対応を迅速に実施いたします。

一方で、新型コロナウイルス感染症との厳しい戦いですが、まだまだ続くと、そういう中で都政をいかに運営していくのかであります。その当面の方針についての説明であります。

これまでも、BCP（事業継続計画）に基づく体制の確保に全庁挙げて、応援体制の構築など、取り組んで参りました。

そして、医療提供体制につきましては、感染状況を踏まえながら、感染症指定医療機関はもとより、大学病院、そして都立、公社病院、さらには、各地域で中核を担う病院など、それぞれの機能、役割を生かしながら、患者さんの重症度に応じた病床の確保を着実に進めているところであります。

現在、重症重篤の方向けに 400 床、そして中等症などの方向けに 1600 床、合わせますと、2000 床が確保されております。

また、医療機関を支えるために、無症状や軽症の患者さんを受け入れます、いわゆる宿泊療養施設であります。こちらの確保を進め、現在 5 つの施設で 2800 室を超える部屋数を確保済みであります。

それから検査であります。現在直営と民間委託と合わせて、1 日 3000 件を超える処理能力を用意しておまして、多い日で 1800 件程度実施されております。

感染症との戦いを乗り越えて、未来の東京を切り開く、そのため、三つの大きな柱を主軸といたしまして、当面の都政運営を進めて参ります。

一つ目は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込む、そして都民の命を守ることです。

二つ目、都民の生活、そして東京の経済活動をしっかり支える。

こうした為すべきことに加え、三つ目の柱となるのが、新型コロナウイルスとの戦いの中で浮き彫りになってくる様々な課題に対して、大胆に挑戦する、そのことで社会の変革を促して、東京の未来につなげていくということでもあります。

医療提供体制の強化に向けた取り組みなど、第2回の定例会への補正予算提出も含めまして、現下の状況を踏まえてさらなる対策を切れ目なく講じて参ります。都民の命を守るために、入院治療、宿泊療養、検査体制、これらを充実していくので、どうぞ都民の皆さんは安心していただきたいと思えます。

こうした対策に都の人的資源や財源を集中的、重点的に投入するために、優先度に応じまして事業を精査いたします。

そして連休明けの早い段階から、都政におけます特別体制へと移行をして参ります。

刻々と変化する状況を見極めながら、タイミングを逃すことなく、具体的な対策を都民、そして事業者の皆様方に迅速に届けていくために、都庁の体制をしっかりと整えて、この難局に立ち向かって参りましょう。

次に、中小企業、そして働く方々へのサポートについてであります。

都におきましては、都民生活や東京の経済を下支えするために、13ヶ月予算を編成しておりまして、資金繰り、そしてテレワーク導入のサポートなど切れ目ない支援をこれまでも講じて参りました。

4月になって、緊急事態措置が始まって、休業等の要請にご協力いただける方々に協力金を支給する制度を設けたところであります。この協力金ですが少なくとも4月の16日から、措置期間中に休業などにご協力いただいた関係方々に対して、5月11日から順次、お手元に届くこととなります。

またSTAY HOME週間の取り組みの一環として、商店街への来訪者を減らす取り組みへのサポート、そして理美容事業の方々が自主的に休業する際の給付も行って参ります。

そして緊急事態措置が延長となりまして、事業の経営にとりましては、厳しい状況が続くことが予想されます。そして資金繰りの確保というのが、事業主にとって最優先の課題であると、このように考えて参ります。

そして、今月の1日からすでに始まって参りますけれども、上限1億円の無利子融資を開始しておりまして、借入金の返済を据え置くこともできることとなっております。そして、金融機関への支払いは、当面3年間不要となっております。

それから、マスクなどの生産設備の導入をはじめ、感染の防止、そして非接触型の技術を後押しして、こうした企業によるイノベーションも促進して参ります。

今後これまで積み重ねて参りました緊急対策を着実に実施いたします。

また緊急事態措置期間が延びたことによりまして、中小事業者の皆さんの経営、まことに厳しい状況になる方も多々おられるかと思えますけれども、改めて申し上げますが、この期間に徹底した感染防止対策を行っていく、そのことによってですね、より早く経済を回復させていく、これを踏まえまして5月7日からの措置期間において、都の休業要請など、全面的にご協力いただける中小事業者の皆様に対しまして、同様に協力金を支給することといたしまして、第2回定例会に提案をいたします。

次に、個人の皆様へのサポートについてお伝えをいたしましょう。

都といたしまして、都民の皆様向けにも様々な支援策を用意して全力で支えていくことになります。例えば妊婦の方にはですね、区市町村によるタクシーチケットの配布など、感染防止対策を支援いたします。

それとともに、保育所の臨時休園などが行われていることによって、ベビーシッターもご利用できるように、事業も拡充をいたしております。

また新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、休業や失業などによって、生活資金が必要な方には、特例の貸し付けも行っております。一定の要件はございますけれども、アルバイト収入などを失った大学生の方にもご利用いただけるようになっております。

このほか医療従事者の皆様方の勤務環境を向上するための支援策であります。これについては連休明けには詳細を公表する予定であります。

そして、措置期間延長後も、このように、様々な支援策を的確に、そして、重層的に実施して参ります。

今ご紹介しました様々な支援策でございますが、よりわかりやすく、検索閲覧できるサイトを、今日の夜から、このサイトが開設をいたします。「東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ」というサイトでございます。

これはいくつかの項目を選んでいただくとその方のニーズに合った支援策が表示されるようになるというもので大変わかりやすくできております。

このサイトでは東京都が提供する支援策だけではなくて、国による支援策も閲覧可能になっておりますので、また情報がオープンデータで公開することとなります。

また未来につなげる取り組みの一環といたしまして新たな東京型教育モデルの検討も開始いたします。

このたびの感染の拡大で、臨時休業が長期化する恐れがあることなどで、学校や教育をめぐる環境は、本当に激変をしているところであります。

そうした中で、緊急的な対策を講じるということと、事態の収束後を見据えまして、教育の手法などについて制度面も含めて議論を開始したいと存じます。

この後、総合教育会議を開きますが、そちらで教育委員の皆さんと意見交換をしたいと考えております。

各局においては、こうした今為すべき、そして未来につなげる、それらの取り組みをしっかりと進めていただきたいと思います。

都民の皆様や事業者の皆様方には、外出の自粛や施設の休業などについてもう一段のご協力をお願い申し上げます。

都といたしましてもこの新型コロナウイルスとの戦い、どのようにこの出口を見出していくのか、そしてそのためのロードマップと具体的な取組方針について、専門家の知見、この場合は感染症の専門家もいらっしゃれば、経済の専門家、リスクマネジメントの専門家、いろいろな方々の知見を得ながら、近く策定して参ります。

これからの1ヶ月、未来へと繋がる大変重要な1ヶ月となります。ともに戦って参りま

しょう。未来の東京のために、よろしく願いいたします。以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。改めまして西浦先生、本日はありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第22回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。